

第11回米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会

日 時 令和6年11月8日（金）

14：00～

場 所 ふれあいの里4階中会議室1・2

○佐々木係長 では、定刻となりましたので、ただいまから第11回米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会を開会いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。進行させていただきます米子市福祉政策課の佐々木と申します。どうぞよろしくお願いします。

次に、本日の会議の成立についてでございますが、本日の出席委員は、現時点で12名でございます。米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会設置要綱第5条第3項の規定により、16名の委員のうち過半数以上の出席をいただきましたので、本日の会議は成立したことを報告いたします。

続きまして、本日の資料を確認いたします。事前送付資料としまして、第11回委員会次第、そして、資料としまして、次期計画素案の冊子をお送りしております。お手元にご覧いただけますでしょうか。

また、当日配付資料としまして、第11回米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会参加者名簿を配付しております。

また、本日の議題で米子市地域“つながる”福祉プラン計画書も御覧いただく予定ですが、お手元にご覧いただけますでしょうか。

本日の会議の終了は3時半頃をめぐりと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、米子市福祉保健部長、塚田より御挨拶申し上げます。

○塚田部長 失礼いたします。皆さん、こんにちは。米子市福祉保健部長の塚田でございます。本日は、お忙しいところお集まりをいただきまして、ありがとうございます。また、皆様には、本当に日頃から本市の福祉行政に御協力を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

この策定委員会ですけれども、今年度ももう4回目となりました。前回は計画の素案をお示しをしまして、皆様にたくさん御意見をいただいたところでございます。策定も大詰めとなってきてまして、先月、10月17日には、米子市社会福祉審議会のほうにもこの素

案をお示しして、委員の皆様からも御意見をいただいたところでございます。本日は、これまでの皆様からいただきました御意見等を踏まえまして、さらに前回から修正をしまして、まとめております。

皆様の忌憚のない御意見、頂戴いただきますように、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木係長 それでは、これ以降の議事の進行につきましては、加川委員長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○加川委員長 よろしく申し上げます。

まず最初に、会議の公開、非公開についてです。この会議の内容は非公開の情報に該当するものではありませんので、会議は公開とさせていただくということと、全文議事録を作成するという事で、市のホームページで公表させていただくということによろしいでしょうか。

では、いつもですけれども、そのようにさせていただきます。

それでは、議題に入ります。前回から引き続きですけれども、計画ですね、素案についてということで、皆さんのお手元にも次第、行ってるかと思いますが、これについて御審議いただきたいと思います。

まずは御説明をお願いいたします。

○佐々木係長 それでは、事務局より議題について説明いたします。お手元に「第1章 計画策定にあたって」から始まる資料を御用意ください。

こちらの資料につきましてですが、次期計画の素案です。これまでの推進委員会にて皆様よりいただいた御意見を事務局で検討して、内容に反映したものとなっております。前回9月30日の推進委員会以降の変更となった点につきましては、資料の中で、赤字で記載しております。細かい文言の修正もございますが、文章の内容に変更がないところにつきましては、説明を省略させていただきます。ここでは、大きく変更となった点について説明いたします。

まず、計画書の49ページを御覧ください。総合相談支援体制のゴールイメージ図についてですが、左側に、多機関協働による支援体制と記載され黄色い枠で囲まれた中に、福祉分野の生活困窮の相談窓口がこれまでありませんでした。そこで、新たに「よなご暮らしサポートセンター」を追加しました。こども総合相談窓口の下に赤字で追加しました。

次に、50ページを御覧ください。基本目標2、「地域全体がつながり、支え合うまちづくり」につきまして、前回の推進委員会においては重点項目である基本計画、社会的孤

立の防止が先頭に来ていましたが、社会的孤立の防止は福祉課題に広く関わる課題であり、ほかの基本計画とのバランスを考えて、地域課題の発見・共有・協働の仕組みづくりと統合しまして、（５）番、孤独・孤立を生まない仕組みづくりとしました。そして、基本計画の掲載の順番につきまして、基本目標の達成のためという観点から、５０ページのように掲載順を変更いたしました。そのため、基本目標２の中で、孤独・孤立を生まない仕組みづくりは、今後、取組を強化したり政策化するといった要素が多いため、（５）番目としました。

基本目標３につきましても、順番の変更をしております。ボランティア体制の充実につきましては、これまで一番下、（４）番でしたが、ボランティア人材は地域住民でもあるというところから、地域の人材発掘・育成の次に並べました。

お手元の資料では修正が間に合っておりませんが、各基本目標ごとに基本計画の順番が（１）、（２）と続きまして、（６）、その後にもまた（１）から始まるというふうに番号がついていますが、基本目標ごとに番号を分けるのではなくて、通しで（１）から（１６）まで番号をつけることといたします。

続きまして、５１ページです。市民一人ひとり・地域に期待すること、また、企業・事業者・団体に期待することというふうに、真ん中、中央、オレンジの四角と黄色の四角で囲われてる部分があるんですが、こちらにつきまして、より市民・事業者の方と一体的に計画を進めていく必要があるため、市民一人ひとり・地域に期待する役割、そして企業・事業者・団体に期待する役割というふうに変更し、積極的に地域福祉活動に参加しやすい環境を整えるために記載を変更いたしました。

続きまして、具体的な取組の変更点についてです。５５ページを御覧ください。取組番号７番、子どもに対する切れ目ない支援についてですが、内容の部分に「子どもや家庭についての様々な課題に対して、各相談窓口と連携し、切れ目なく相談・支援を行います。」と追加しました。こちらは、「えしこに」を含めた各福祉の相談窓口が今後さらに連携を強めていくことを目的としています。

続きまして、６７ページを御覧ください。取組番号３１、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保につきまして、こちらは米子市居住支援協議会の設置に向けた検討を進めるといった内容を追加しました。

続きまして、６８ページです。基本目標２の基本計画（１）、地域を支える住民活動・団体活動の促進につきまして、中央の市民一人ひとり・地域に期待する役割の部分の記載

内容を変更しました。赤字で、地域の方の地域福祉活動に関する相談先として、市社協、福祉のまちづくり推進課の連絡先を掲載いたしました。

少し飛びまして、78ページ、取組番号50です。相談窓口の周知・支援体制の充実についてですが、前回委員会で、いのちチームの取組が重点項目でもあるにもかかわらず除外されているという意見をいただきました。担当課と協議し、実際に自死に関する相談を受けた際の対応について確認し、今後も引き続き速やかな対応を実施するということで、追加で記載いたしました。

続いて、85ページです。取組番号68、各種学校と連携した福祉教育についてです。前回委員会で、全市的に進めているコミュニティ・スクールの取組の記載が不足していることについて指摘がありましたので、担当課と調整し、こちらに追加しました。

続いて、92ページです。下のほうの、包括的相談支援体制のイメージ図についてですが、こちら、1か所、訂正をさせていただきますでしょうか。こちらの図の下側の左部分、「えしこに」と、右側の、高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮者の各福祉分野をつなぐ赤い矢印、こちらに支援調整と記載がありますが、こちらにつきましては、「総合調整」と記載を変更させてください。総合相談支援の「総合」です。前回の推進委員会で、「えしこに」と各福祉分野との連携が見えづらいと意見をいただきましたので、「えしこに」が各分野を横断的に支援するということを分かりやすく「総合調整」とし、つながりを強く示すこととしました。

計画の中における、前回の推進委員会からの大きな変更点についての説明は以上です。
○森本課長 失礼します。社協のほうからも追加した内容を補足させてください。

68ページになります。先ほども説明ございましたけれども、真ん中の、市民一人ひとり・地域に期待する役割のところに、地域福祉活動支援員が活動支援を行う相談窓口だということと、その連絡先について記載をしております。また、そのことと併せて、69ページのこの計画の取組の中にも、住民が活動したいことを社協のほうで支援をする、住民活動の困り事について社協が相談窓口になるといった内容を追加してはという御意見もいただいておりますので、事務局としても必要ではないかなと考えておりますので、今日の資料には間に合わなかったんですけども、内容を検討しまして、また、加川委員長と協議をさせてもらってということになろうかと思いますけれども、追加をしていきたいと思っておりますので、御了解いただけたらと思います。

もう1点、68ページの下のところにも記載しておりますけれども、企業・事業者・団

体に期待する役割の中に、自治会や地区社協、民生児童委員など、地域活動団体への役割というのを追加しております。ここだけではなくて、計画全体の中で地域活動団体に期待する役割というのを入れておりますので、御確認いただけたらと思います。以上です。

○加川委員長　ありがとうございました。

では、委員の皆様から御意見いただければと思います。いかがでしょうか。

○深田委員　今の68ページに、福祉のまちづくり推進課、電話番号って書いてある、この電話番号は、市役所にかかるのか、自分の地域のところにかかるのか、その辺がどこの番号なのかなと思って、書いてくださったことはとってもいいなと思ったんですけど、どこですか。

○森本課長　社会福祉協議会のふれあいの里の2階のボランティアセンターが入ってる事務局の電話番号になります。これは社協の福祉のまちづくり推進課になりますので、ふれあいの里の2階につながるということです。よろしくお願いします。

○井上委員　ページ数、失念したんですけど、要するに福祉の人材づくりというところで。私、今ヘルパー事業等をしてますけども、現状をいうと、ヘルパーの成り手がどんどん減ってます。職安に普通に求人出しても、応募はないです。ヘルパー事業所の数自体が減ってます。ですから、現状のままでいくとどうなるかっていうと、一応、地域福祉計画なんかの大義名分としては、住み慣れた自宅で最後まで面倒見ましょうみたいなのが大義名分としてあるんですけど、実際、今のペースでヘルパーが減っていくと、それはまず期待できないんだと思います。

それと、やっぱり仕事の内容に比して非常に給料安いんで、成り手はなくなってしまいうだろうというふうに思います。だから、施設じゃなくて在宅を中心にやるのであれば、ヘルパーの対策はもう少し具体的なものがないと、あと3年から5年たったら本当にヘルパー不足って深刻になるんです。今でも、例えばうちも以前ならみんな応じてたんですけど、ヘルパーの数が足りないんで、断ってるケースがどんどん増えてるんですよ。

それと一方で、じゃあ福祉施設があるという話になるかもしれませんが、夜勤をする職員がどんどん減ってきてまして、あと、高齢化してますね、ヘルパーも、夜勤をする職員も。60代、全然珍しくないですね。ということは、若い世代が全然育ってないということなんです。だから、今のまま放置しとくと、例えば少し前に、東部地区とか中部地区で、スーパーがなくなって困るっていう話があったんですけど、あと3年もすれば、ヘルパーがいなくなって困るっていう状況に必ずなると思います。ですから、総合的なこと

ではなくて、例えば自宅で、住み慣れた自宅での暮らしを続けるのであれば、それができるだけの仕組みの検討を今しとかなないと、文章で書くだけでは、実際にヘルパー足りませんから、というふうに思います。

ですから、この問題、非常に深刻化する前に、例えばヘルパーを中心にした在宅支援の仕組みをどうするかみたいな検討会のようなものをつくって、行政だけじゃなくて、事業者とか住民の方を交えて相談しとかなないと、多分、一番被害を受けそうなのは、団塊の世代ですね。団塊世代の方、数が多いですけども、あと5年もすれば本格的に団塊世代の在宅介護真っ盛りになるんですけども、ヘルパー、凄く減ってるはずなんですよ。

だから、ある団塊の世代の方と話したんですけども、その方、認知症の家族会をしてる方なんですけど、ちょうど今75歳ぐらいかな、あと5年もすれば自分たちの介護の番がやってくるけど、今のままだったらヘルパーがいらないよねと。どうなるかっていうと、団塊ジュニアが、好き嫌いは別にして、見ることになる可能性が高いよねって言ってましたね。

だから、やっぱりこれはかなり具体的なことを考えないといけない。例えば、これは京都府の宇治市ですけども、宇治市なんかはやっぱり在宅は民間の事業者任せにしてもうまくいかないっていうことは意識してるんで、市長のトップダウンでしたけども、宇治市は在宅サービス公社かな、民間の事業者じゃなくて、市の外郭団体をつくって、そこがヘルパーやケアマネジャーや障がい者の相談支援員を確保するっていうことをやってます。だから、そういうことも含めて検討していかないと、事業者があるからっていうことではうまくいかないと思ってます。それが1点ですね。

それから、もう1点は、ここでも重層とか孤立・孤独の話がありまして、一応いろんなことは書いてあるんですけど、私、身内にですね、発達障がいや精神障がい、独り暮らしの身内がいます。ちょうどここに来る前、それこそ道の途中で彼と会ったんですね、自転車で、擦れ違ったんですけど。彼が言ったのは、昨日買ったジュースが見えんわって大声で、路上で言ってきたんですよ。それで、実は昨日も会ってまして、昨日はどういうことだったかっていうと、昨日は、自転車の鍵が見えんわとか言ってたんですね。

それで、重層とか孤立・孤独の対象の方って、やっぱりなかなか具体策が出ない一つの理由としては、これは少し前に遡るんですけど、介護保険ができる前ですけども、介護保険の介護度をどうするかの調査を国がしたんですね。どんな調査をしたかっていうと、東京の老健施設に調査員を派遣して、老健施設で介護に何時間かかるかって調査したんです

よ。その時間数に基づいて介護度1、2、3、4、5っていうのは大体決められたっていうふうに聞いてます。ただ、介護保険ができたとき、私、介護保険の認定のほうの仕事もしてましたが、非常に困った問題が起きたのは、認知症の方で徘徊とか問題行動がある方は、介護保険の今の仕組みでいったら、動けるんで低く出るんですよ。ですから、これ、障がい者と同じで、時間数で計れる、例えば介護とか、それに関してはちゃんと適切な介護度が出るんですけども、問題行動とか不安とか疎外感とか、時間数で計れるものではありませんよね、精神的な問題。今の重層にしても、孤立・孤独にしても、時間数できちんと計れない精神的な不安的な問題で、それをどうするかっていうこともきちんとした方針が出てないと思います。これはもちろん米子市だけではなくて、もともと介護保険の時からそういう弱点はあったんですね。時間数で計れない精神的な問題、例えば徘徊する人、私も認知症のデイサービスしてましたから、一番しんどいのは元気のいい認知症の方で、いつ徘徊するか分かんないっていう人が一番しんどいです。なぜかっていうと、目が離せないんですね、絶えず見てないといけない。ところが、その人の介護度は、動けるからっていうことで、介護度1とか要支援で出たりするんですよ。これは障がい者と同じで、多分、発達障がいの方とか精神障がいの方で非常に不安定な方って、何時間関わったらいかって時間数出てこないんですよ。だから、その時間数で出てこない部分の支援をどうするかに関しては、そういう疎外感等を感じてる住民の方の実情をもう少し知る必要があるんじゃないかなと。抽象論じゃなくて、それがやっぱり不足してるんで、もう少し当事者の方等からの聴き取りとか、そういうのをもっとやって、実際、日常的にどんなことに困ってるのか、もう少し具体的に把握する必要があるなと思うのと、それから、さっき言った時間数で計れない問題って、メンタルの問題ですね。なかなか既存の事業者、うちも事業者ですけど、対応できないんですよ。というのは、時間数で計れない問題というのは、きちっとお金が出ない、メンタルの問題は。だから、すごく精神的に職員がえらい目しても、報酬につながらないっていう問題もあるんで、やっぱり重層的支援とか孤立・孤独に関していうと、疎外感を感じてる住民と、それを現在も支えてる住民ですね、例えば家族とか、それからボランティアの人とか、それと事業者と行政が連携する必要があると思うんで、その4者がやっぱりもう少し具体的な話合いをして、実情を把握した上で、実効性がある支援のほうをもう少し詰める必要があるかなと。この2点です。以上です。

○加川委員長　ありがとうございます。

○井上委員　一応、今の資料をまとめてあるんで、これを配っていただいて。

○加川委員長　せっかくなんで、皆さんに見ていただいて。あと、皆さんから、いかがでしょうか。

○永見委員　永見です。前回、青木先生から出た、市民一人ひとりに期待することから役割に変わったというところが、多分、事務局の中でいろんな御意見があったと思うんですが、結構、一步踏み込んだ表現になったかなと思うんですが、こういった議論があったのかなというのを知りたいっていうのと、あと、役割としたからには、具体的に市民や事業者とどうやって市がパートナーをつくっていくかという、具体的な仕組みというか、そういったものも議論をされてるのかなっていうのを、もしこれからっていうことだったら、この場でも議論できたらいいなと思いました。

あと、全体的にこの福祉計画、どうしても高齢の方、あと、子育て中の方っていうのが厚いと思うんですが、我々が関わってるような20歳から35歳ぐらいの若い方でも、非常に孤独を抱えてる方も結構いらっしゃいますので、そういった方、この5番に重点で出ているので、そこに期待をしているところです。以上です。

○谷口主任　今、井上委員さんと永見委員さんから御意見いただきまして、ありがとうございました。

まず、井上委員からおっしゃられたことで、1つ目が、ヘルパーの成り手が減っていて、今後の在宅サービスをどうしていくかみたいなのところについて問題提起をいただきましたけれども、本計画の中でも福祉人材の成り手不足というところは懸念をしてるところですので、基本目標の3の基本計画の(4)、ページでいうと91ページ、こちらが福祉従事者の確保・育成という基本計画になっておりまして、取組の中では実習生の受入れ等による人材育成の促進とか、地元就職の強化、福祉専門職の充実といったような形で、地域福祉計画のほうには記載をしているというところでございます。

また、2点目におっしゃっておられた、疎外感を感じていらっしゃる人の実情をもっともっと把握していく必要があると。その上で実効的な計画や事業を進めていく必要があるという御提案だったかなと思うんですが、まさに我々事務局のほうとしても、そういった当事者の方であつたりとか、悩みを抱えていらっしゃる方の実情をどんどん専門職が知っていく必要はあるなというところでして、今後はそういった当事者組織等とのやり取りや関わりも深めていけたらなというふうに考えているところでございます。

○佐々木係長　永見委員のほうから御質問いただきました、市民一人ひとり、地域に期待することというところを役割というふうに変更した点につきまして、議論の流れといたし

ましては、こちら、期待することというところで前期計画も記載させてもらってました。それで、やはりこの計画自体が市民の方に対してもっと広く知ってもらいたいっていうところと、市民であったり、企業、事業者の方にこの内容を取り組んでいただきたいというところが一つあるのですが、ここで、義務感といいますか、こういうことをしましょうというものではなくて、こういうことをしてくださいというようなところでは、やはりこの計画自体が周知できてないのに、行政や社協からのお願いというところを強く言ってしまふのはどうかなという判断になりまして。期待することではなくて、意識づけのレベルではあるんですけども、期待する役割というところに、これは内部でも少し悩んでいるところではあるんですけども、ぜひともこの場で、ここの役割というところ、タイトルであったりとか、内容もですけども、御協議いただけたらなというところもございます。以上です。

○加川委員長 役割にすると、役割だから、割り当てられてるなっていうニュアンスが何か出るかなっていう気は私もしてるんですけど、もう少し柔らかい表現のほうがいいのかなとは私も思ったりはするんですが、どんなものですか。「こと」に戻して、期待すること。

○永見委員 個人的には役割でいいと思っているんですけど。ただ、役割と言われたときに、何をしたらいいかみたいなのところも示してもらえると、これならできるっていうものが一人ひとり見つかるかなということだと思うので。その辺をもう少し具体的に出していくといいのかなと思いました。

○加川委員長 役割で間違っていないと思うんです。何らか市民の皆さん1人ずつに、こういう役割というか、期待したいことがありますよということではあるんです。

私、さっき午前中は松江の、同じく地域福祉の計画でありまして、松江も結局は役割にしたんですけど、その前に、じゃあ、市民とか住民に期待したいことって何かっていうのを5行ぐらいでざっと入れてるんです。だから、市民っていうのは、この地域福祉計画の場合、こんなことをすることが市民としての役割ですと。役割というか、期待したいことですかね。社会福祉法人だったら、こういうことがお願いしたいことですっていう、上から行政、社協、市民、社会福祉法人、企業ぐらいまで、5つぐらい項目をつくって、最初にざっとそれぞれに期待したいことを書いておいて、そこから始めて以下、それぞれの役割が、ここではこうですよっていうやり方をしようかなって今、僕は2、3時間前、そういう話をさっきしてたんですけど。だから、何かこうばっと見てるとすごく、1個1個市

民の役割が何かたくさんあって、これ、押しつけられてるんじゃないかっていう話はもちろん出てくると思うんで。最初に総論的に地域福祉計画の中で住民とか市民が担うことって何かなっていう、そんな難しいことじゃないんですけど、従来から地域福祉計画の例えば国のガイドラインとかで言われてるように、皆さんがやりたいこと、参加して、困ってる人を支えましょうとか、自分の自発性、こんなことをやりたいなっていう活動をみんなが集まってわいわいやりましょうとか、そういうことでいいんですけど。その範囲の中で、それぞれこの計画ではこんな役割が考えられるねっていう立てつけにしたら、役割でもきつくないかなっていう気はしたんですけど。

○渡部課長　ありがとうございます。福祉政策課、渡部です。

この表現、先ほど佐々木のほうからもありましたように、課内でも大分悩みまして、そもそも今の現行計画が、この間皆さんからも、この計画どうやって市民、それから、活動する皆さんに広めていくかっていうことが課題だっということも多くの方から言っていたくれましたけども、なかなかそういった浸透ができていないっていうところから、やはり役割と書くと義務感が出るんじゃないかっていうことにつながってるんじゃないかというふうに思っています。

先ほど加川委員長からもありましたように、今の、資料でいいますと51ページになりますけども、こちらのほうに具体的な取組の前段ということで記載の方法を少し説明させていただいております。こちらのほうに、市民であったり、地域で活動される方、企業等々の役割ということではなくて、こちらからお願いするという言い方が合ってるか分かんないですけども、こういったところで取り組んでいただきたいというような総括的なところを少しこちらのほうに記載するような形にさせていただいて、表現としては期待する役割ということでさせていただけたらというふうに思っております。以上です。

○井上委員　社会心理学なんかだったら、よく言うのは、所属というのがあって、所属の条件としては何かの一員っていう、仲間とつながってるのがまず第一で、次に、自分の所属集団、何かの仲間の一員、例えば家族の一員とか地域の一員っていう形になったら、次に役割っていうのは必然的に生まれるだろうっていうふうに大体言われてると思います。だから、役割だけで単独で出しちゃうと少しきつい感じがしますが、例えば何かとつながるとか、何かの一員になるということとこの役割とをセットにして考えると、結構現実的なのかなっていうふうに思います。役割だけ聞くと確かにあれですけども、そういう順番じゃないかなと私は理解して見てました。以上です。

○加川委員長　じゃあ、役割はそのままにして、ただ、それぞれ皆さんが参加して、よりよい地域づくり、まちづくりをすとか、そういう、皆さんの力が必要ですよってというようなことを前段で少し書いていただいて、もちろん行政の計画だからこれが義務ですよということではないということかなとは思いますが。

社会福祉法には住民も地域福祉を推進する努力義務がありますという義務を出されてるんですけど、ちょっとそれはいいかな。もう少しやんわり、この第4章の最初のところで今言ったようなことを補足していただくといいのかなと思います。

あと、そのほかの箇所もあると思いますが、いかがでしょうか。

○平林委員　60ページ、61ページの辺りなんですけど、今日までに何度か目を通していながら、今さら気づいたというところもあって、60ページのところを見ると、権利擁護の推進のところです。権利擁護支援という言葉と、権利擁護の支援とか権利擁護ってという言葉が幾つか書かれていて、これがある程度意味を持って分けて書いてあるということなのかどうかというところも見てみると、恐らくこの権利擁護支援って言葉の、説明が要るんじゃないかなと思ひまして。今、成年後見制度の利用促進法の第2期の基本計画というところに入っていて、その基本計画の中ではこの権利擁護支援って言葉が初めてしっかり定義をされていて、それは何かというと、意思決定支援と権利侵害の回復支援ですね。つまり、これまでは権利擁護って、誰かが権利が侵害されてる人の権利を守らないといけないっていう色合いが強かったものを、そうではなくて、本人が自ら使える権利というか、権利行使っていうところにも力を入れていこうということで、この2期計画では権利擁護支援を今の意思決定支援と権利侵害の回復支援という2つに分けたというところがあって、さらに、なぜそれをするのかっていうところの目的として、地域共生社会の実現を目的とするということが書かれているので、60ページの下に68の注釈でエンディングノートがあるので、その下に権利擁護支援とは何かっていうことを入れたほうがいいんじゃないかと思ひました。

この内容を見ていくと、例えば基本計画の推進に向けた役割の、市の役割の一番最初のポツを見ると、この辺りが混同してるなと思って、関係機関と連携して、成年後見制度をはじめとする、権利擁護や意思決定に関する支援を行う体制を強化っていうのがあって、これを今の権利擁護支援から説明をすると、恐らく意思決定支援や権利侵害の回復支援などの権利擁護支援を行う体制を強化していきますという文章のほうがいいのかなというのと、あと、市社協の役割のところの「権利擁護の推進に取り組みます」も、そもそもこの

基本計画の権利擁護でなくて、権利擁護支援の推進っていうのがいいのかなと思ってます。権利擁護支援の推進っていうのは成年後見の利用促進基本計画でも明確に書かれていますので、これは権利擁護を支援する体制ですね、権利擁護は基本的にはセルフアドボカシーですね、自分が自分の自らの権利を守ることができることを支援するっていうのがこの権利擁護支援の考え方なので、その権利擁護支援という言葉を少し整理したほうがいいかなというのを一つ思いました。

もう一つが、現状と課題の2つ目のポツのところに、「市民後見人の養成については」のところの、そこから3つ行ったところに、講座修了後のフォローも含め、地域活動の活発化に向けて支援が必要ですよというところを書いてあって、61ページを見ると、ナンバーの15に市民後見人の養成というところはあるんですけども、修了後のフォローとか活動支援についての取組内容がないなというのを、今さらながら気づいて、今現在こういった取組というのはまだこれからだとは思いますが、それを養成に加えて、フォロー、活動支援みたいなことをこれから取り組むということを内容に追記したほうがいいんじゃないかなというのを思いました。以上です。

○加川委員長 市全体で取り組むときは権利擁護だけにしたいほうがいいですね、多分。市全体として取り組みますっていうのは権利擁護の支援にしておいて、個々の方、例えば判断能力が不十分な障がいのある方の支援っていうときは権利擁護支援って、「支援」つけたほうがいいですか。

○平林委員 そうですね、権利擁護支援っていうのは、それこそ地域が取り組むべきところこそが権利擁護支援で、どちらかというと、個々のサポートのほうが権利擁護っていうほうを使うということじゃないかなと思います。ちょっとここはまた調べていただいて、反映していただけたらなと思います。

○加川委員長 では、支援の使い方についても一回整理をするということかなと思いました。

ほか、いかがでしょうか。恐らく大きく直せるのはこれが最後かなと思います。

○廣江委員 私も平林さんと同じように、今さらではあるんですが、1点が、62ページの心身の健康づくり・健康寿命の延伸というところなんですが、この心身の健康づくりと表題が書いてあるんですが、下のほうの役割とかになると「心身」が抜けていて、地域住民の健康っていうふうになってるんですが、ここはできれば「心身」をつけていただきたいです。何となく体の健康に受け取られがちな気がするので、つけていただくとよろしい

かなと思います。

もう一つ、ここで今さらのどこなんですが、今年の4月に施行された精神保健福祉法の第46条で精神障がい者に対する包括的支援の確保という条項があって、ここで、今までと少しニュアンスが違うんですけど、精神障がい者ではなく、日常生活を営む上での精神保健に関する課題を抱える者っていう人も市町村のほうで相談を受けるということが条項に含まれたんです。要はどういう人かっていうと、メンタルヘルスの課題を抱えた方ということになります。精神障がい者ではなく、メンタルヘルスの課題を抱えた方ということで、これが市町村のほうに役割として明記されていますので、何かしらどこかに入ってるというかなと思いつつながら、今さらだと思って発言はさせていただいているんですが、このメンタルヘルスに課題を抱える方の相談は4月からもう施行されているんですが、米子市ではどこが担当されるということになっていらっしゃるのか、確認も含め、お聞かせいただけたらと思います。

○渡部課長 ありがとうございます。メンタルヘルスの相談窓口がどこかというお尋ねでございます。

市の体制、現状でいきますと、特定の課で集中して受けているということではなくて、例えば「えしこに」であったり、各福祉保健部等の各課の相談窓口でお受けをして、必要に応じて連携して対応しているというのが現状でございます。

○廣江委員 市に、代表に電話をして、メンタルヘルスの相談をしたいですって言ったら、どこに回るのでしょうか。

○久保担当課長補佐 現状の体制としては、健康対策課のほうに回ると考えております。

○廣江委員 分かりました。ぜひ健康対策課さん、多分っていうか、健康対策課さんもやってらっしゃいますよね、既に。メンタルヘルスの相談はしっかりと受けていただいていると思います。多分これ、国も分かかって入れたんですけど、今までなかったのが、市町村もしっかりやるんだっていうことが、既にやられてると思うんだけど、一応明記しましたっていうことではあるんですけど、市民が分かりやすいような形で、相談したいなと思って、まだ特に医療にかかってないんだけど、メンタルヘルスの相談したいな、ちょっと何か家族が心配だな、メンタルヘルスとか、そういうときの相談したいなと思ったときの窓口がはっきりしているといいなというふうに思いました。何でも「えしこに」でいいのかもしれないが、そこもはっきりしてるといいかな。地域の保健師さんが本当はいいのかなと思うんですが、各地域に保健師さん、担当いらっしゃるの、そこが。ここも今さ

ら入れるのはちょっと難しいかなとは思いますが、御検討いただければと思います。

それから、前回は発言させていただいたんですが、災害に備えた支え合いのところで、75ページです。ぜひ福祉避難所について必要数を検討していただきたいということで発言をさせていただいたんですが、これ、多分内容変わってないので、検討はいただいたんだと思うんですが、指標か何かのほうにそういったものが入ってくるということなのか、もしくはそういったことは考えてないということなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○久保担当課長補佐 今後、指標を検討していただく段階で入れていきたいなと現状では考えているところです。

○廣江委員 ありがとうございます。

それと、先ほどのお話にもありましたが、ぜひこの計画を市民の方にしっかり周知していくことがすごく大事だと思っております。井上さんが最初、ヘルパーっていう人材がもう足りないっていうお話あったんですが、ぜひ中学生あたりから福祉の現場に触れる機会をもっとつくっていただきたいなと。福祉教育もちろん大事で、出かけて行って福祉のことを話を聞くっていう機会も大事なんですけど、やはり現場を体験してもらうような機会をもっともっと増やしていただけるといいなと。これ、教育委員会とも話合いが必要だと思うんですが、そういうことから、身近な職種としてこういう仕事があるんだということ、境総合高校に福祉科ありますので、中学出てそちらへ進むということも選択肢としてありますので、ぜひ小・中学生のときからそういう仕事が身近にあるんだということを、現場を体験することが大事ななと思っております。

あと、周知することも数値目標にぜひ、市民が5年後に20%はこの計画を知っているというような目標を掲げていただきたいなと思います。

○加川委員長 メンタルヘルスのことは、私もさっきこの階でトイレに行ったら、自死とメンタルのことはどこに連絡しますかという、米子市のステッカーですけど、県の精神保健福祉センターの電話番号が書かれているわけです。米子市は中核市ではないので、保健所必置じゃないので、つまり、これは県に一番本格的な相談の窓口があるんですけど、ただ、さっき廣江委員さんがおっしゃったように、市としても身近なところで少し相談を受けられてっていう、県と保健所の精神保健福祉センターと連携ができるようなことをもう少し、書くとしたらさっき言った(5)のところですかね、健康づくりのところか、上の(1)、(2)の分野横断の総合相談のところで少し入れたりするのも一つかなと思います。

す。

子ども分野もそうですが、かつては児相が子どもの相談受けてましたけど、要対協なんかを市がつくらないといけないというときに、市が市の子ども、虐待対応しないといけないねというふうになったのと同じで、少し市の皆さんにもメンタルヘルスのことを県と一緒にになりながら考えていくっていうのもこれから大事なかなというふうに思いました。

ほか、いかがでしょうか。

○深田委員 今のいろいろな御意見を伺ってまして、できるかどうか分かりかねるんですが、最初に質問したように、社協の電話番号がここですって入れてあって、とっても力づけられたんですが、各項目の市民一人ひとり・地域に期待する役割っていうところの一人ひとりに、地域に期待する役割の一番下に、このこと困ったらここにかけたらいいよっていうような、番号を、何課かっていうのも。もしこれを一市民がもらって役立てようと思ったら、いっぱい書いてあるだけでは自分のものにはならないんですけど、あそこに書いてあったことをここに電話して相談するといいわってっていうような、番号をそれぞれに表記していただくといいかなくて思いましたが、いかがなものでしょうか。

○佐々木係長 ありがとうございます。相談先の件なんですけども、57ページ、例えば虐待やDVから守るための支援というところでは、1つめくってもらって、58ページに相談先のところで電話番号だったり受付時間を掲載しておりまして、また、細かい各課の連絡先等もこの中に載せることはできるんですけども、掲載の方法については内部でちょっと検討させていただければと思います。以上です。

○清水委員 失礼します。60ページにエンディングノートのことが書いてあります。実は、以前から米子市で毎年少しずつ改定しながら更新してるっていうことは伺ってありましたけれども、実際にエンディングノートを書いてみましょうということになると、結構難しく考えたり、または、今、元気なのに、それをいざというきのために書きましょうというところがとても難しいところでして、私自身にとりましてもやっぱりいざというときに家族が分かりやすいとか、自分の意思を伝えるということで必要ではあると思うんですが、なかなか元気なうちに書くというのが難しいと思います。

そこで、ここに書いてあります市民一人ひとり・地域に期待する役割の中で、幾つかポイントがありますけれども、エンディングノートについて書かれているところで、もうここに書いてあるとおりなんですけれども、もっと、今書いておくと、これからの人生をより豊かにするというような項目っていいですか、そういう意味合いのことが入っていると書く

気になるのかなと。実はつい最近、いきいきサロンで取り上げまして、包括支援センターのケアマネに来ていただいて書き方等を指導していただいたりしたんですけれども、やはり高齢者にとって、いずれはそういう最期が来るということは分かっておりますけれども、どうしたら書きやすいのかっていうような言葉を入れていただくといいのかなと思ったりいたします。以上です。

○永見委員 今回のエンディングノート話を聞いて、多分一人で自宅でエンディングノートのことを考えると気がめいたりすると思うんですけど、みんなで集まってわいわいしながら老後について考えるだけでも居場所にもなると思うんで、何かそういうのをあちこちでやってもいいなと思いました。

質問なんですけど、40ページに基本目標3、未来へつながる人づくりって書いてあって、昨年度とか、人と地域とつながる研修をシリーズでされて、多くの市民の皆さんが受講されたと思うんですが、こういう課題でその後の研修受けた人がどうやってるかとか、その後のアプローチが十分でないって書いてあります。

86ページ以降、人材、人づくりについて、つながる研修についての項目がないのかなというのがあって、これ、来期はどうしていくのかっていうのが気になったのと、87ページの71番で職員の地域デビューって書いてあるんですけど、これは多分職員の方がどんだん外に出て行って、地域の人と一緒に何かするみたいな意味合いかと思うんですけど、多分一般市民の人でも、もっと地域と関わりたいけどどうしたらいいか分かんないみたいな人が「つながる研修」に参加してると思うので、何かこう、職員だけじゃなくて、地域を人の地域デビューも働きかけるようなのを一緒にやっていただけたらいいのかなと思ったので、ここにつながる研修のことを書いてないのは書き忘れなのか、やらないのかっていうのを聞きたいと思います。

○谷口主任 つながる研修が、今は県が主催になっていて、市が協力して開催するという開催形態に変わっているんですけれども、つながる研修のフォローアップ研修は市が単独でやっているところです。取組番号でいくと87ページの70番のところに、人材発掘・地域福祉活動への参加促進という取組項目があるんですけれども、こちらにこのつながる研修のフォローアップのことは含まれるというところで、単語としては登場しないんですけれども、それこそ指標ではそういったところ、つながる研修のフォローアップについての指標なんかがこの70番の指標に当たるかなというところは今課内で検討してまして、今回、福祉政策課を担当に追加したのはそういった意図でございます。

○加川委員長 さっきのエンディングノートもそうですが、また来年度以降、この計画はどうやって進めるのかなっていうのを皆さんに見ていただくので、そういった場でも、何かこういう事業もう少しあったらいいんじゃないのというふうな話はいただけたらいいかなと思います。エンディングノートとか、結構最近地域活動の一つとして、住民の皆さんが集まってわいわいやったりとかっていうのはあると思うので、何かそういうのあったらいいんじゃないとかいうのはぜひぜひ来年度以降も皆さんから言っていただけるとありがたいかなと思います。

ほか、いかがでしょうか。

○深田委員 深田です。先ほどのフォローアップ、育成に関してっていうのは、あれは県なのでっておっしゃって、実は、10月23日に鳥取県ボランティア・市民活動センター運営委員会っていうのが倉吉でありまして、県社協の主催で、出ました。そのフォローアップに関しても、ボランティアそれぞれの活動で、来てくださって集めることはできるけれども、その集まった人の後のフォローができてないっていうのがやっぱり県社協でも、この委員会でも問題になりまして、それで、経験談を話し合ってもらう会、そしてボランティアを募集している団体を紹介する会とかいろいろなものをつなげて、今後広げていきたいと思いますっていうような話合いが県社協の段階でありまして、私もボランティア協議会の会長ですので、来年度の取組の一つにフォローアップの、具体的にまだ役員とは相談してありませんので、その役員会に出て、わあ、すごくいいって感動して帰ったばかりなので、ボランティア協議会の役員とは相談してないんですけど、来年度、そういう会を米子市ボランティア協議会としてフォローアップの会を持ちたいなと思ってるところです。だから、県社協がもうやり始めてるので、その一端としてやりたいなと思ってます。以上です。

○井上委員 今、いろんないわゆる発達障がい当事者会っていうのも大分出てまして、その方々が言ってたのが、大体独り暮らしの方が多くて、発達障がい、それで、一番その人たちが苦手なのが地域の役割なんですね。例えば自治会の役員とか、それからごみ出し当番とか、ああいうのが、集団行動がもともと苦手なんで、一番苦手なんですよ。だけど、みんながしていることだけ、してもらわないといけんってよく言われると。だけど、それは勘弁してほしいなみたいなことが出てたんですけども、やっぱりここにも孤立・孤独とか重層のことが書いてあるんで、そういう、特に発達障がいとかひきこもりの方って集団行動が苦手なんで、みんながやっているから、同じことをしないとといけんって

いうのはまずいなと思うのと、それから、これよく読むと、地域って、公民館ぐらいの近所同士っていうのを地域って言っているんですけども、発達障がいの方って地域の中で浮いてる方が多くて、だから、発達障がいの人の当事者会って、公民館単位でできないんですよね。やっぱり西部広域ぐらいでやって、各所から集まってきて、やっと自分と同じ人に会えたねみたいな感じなんで、何か地域の書き方がちょっと、要するに近隣というところにあまりにも、地域イコール近隣っていう発想なんですけども、近隣の人たちとそう簡単にコミュニケーションが苦手でない人たちがいるっていうこともどこかで表現しといていただけるといいかなというふうに思いました。

それで、当事者の方がやっぱり、人によるんでしょうけど、どうしても自治会の役とか、そういうのが苦手できない場合は、やっぱり役の免除っていうところも市のほうから地域のほうに言ってもらえるといいなみたいなことを言ってましたね。そういうところも一応言っておきます。以上です。

○加川委員長 あと、いかがでしょうか。よろしいですかね。

よければ、今日の議題は1つです。

あとは、この後のスケジュールでいくと、次、2月、もう一回あるんですけど。2月。その前に、12月の議会に、最終案という形で議会の委員会にお示しすると。あと、パブリックコメントも12月にありますので、そのときにこの案を出すことになります。今日皆さんからいただいた御意見を反映して修正して最終案にしますが、もう一回委員会で今日出た話で修正してこうなりましたっていうことをする時間はなくてというか、次、2月なので、皆さんから今いただいたお話を変えた、こんな案ですっていうのは、通例ですけど、事務局と委員長の私で相談させていただいて、最終案を議会なりパブリックコメントにかけるということによろしいですか。

皆さんもその前に何か出しますか、どうですか。いいですかね、調整させてもらって。

○山下委員 一つ。今、計画のことについてだったので、大変たくさんの項目をまとめていただいて、本当にありがとうございます。

パブリックコメントのことが出たので、そのことについて、一つだけよろしいでしょうか。

○加川委員長 どうぞ。

○山下委員 パブリックコメントのときに、子どもたちの意見、小学生とか中学生とか高校生の意見を酌み取るっていうようなことができないかなっていうふうに考えているんで

す。

というのが、先般、ある小学校6年生の人権学習をしました。そのときに、去年の、令和5年から始まった、こども基本法が新しくできまして、その基本法の中に、子どもたちの年齢とかの程度に応じてですけれども、意見が尊重されて、いろんなことを優先して考えることができるとか、いわゆる子どもたちが意見を述べていいんだっていうことが6つの基本の中に2つ入ってるんですね。そのことを子どもたちと学習した後、感想を聞いたところ、子どもたちは、子どもの自分が意見を尊重されるっていうこと、あるいは意見を言ってもいいんだっていうことが分かってよかったっていう意見がありました。

そのことも踏まえると、今回の新しい計画は多方面にあるんですけども、子どもたちが直接関わるような、いわゆる人権学習だとか福祉教育の分野については、ある程度意見を持ってる子もいるのではなかろうかっていうことで、今までなかったと思うんですけども、そういう機会も考えていただいたらありがたいなっていうふうに思うので、一度パブリックコメントについても子どもの意見を吸い上げるっていうような視点も入れていただければと思います。以上です。

○持田委員 今、山下さんがおっしゃった意見、すごく私もそのとおりだなと思いました。本当にいい、いろんな案をつくっていただいて、いいものができればと思うんですけども、それが住民さん一人ひとりの、もちろん子どもたちも住民の一人でありますし、やはりそれにいかに浸透して、自分のこと、私たちのことなんだっていう、まずそこが理解がないと、本当に何もできないのかなと思います。当事者が自分のこととして捉えて、まずそれを考える、それをいかにどうしていくかっていうところが最優先的な考えるべきところかなと思いますので、私も高齢者のほうの支援っていうところで、小学校のほうで絵本教室であったり、それから車椅子体験等のいろんな疑似体験等をしてるんですけども、やはり昔と比べたら、高齢者と子どものつながりっていうのは以前よりすごく増えてきたかなと思います。コロナが明けてから接する機会も、うちの法人自体も増えてきておりますし、やはり高齢者は子どもを見ると本当に笑顔がたくさん出てきます。なので、小さいときから本当に関心を持つ、福祉に関心をいかに持ってもらえるか、それが人材育成につながってくるっていう第一歩かなと思いますので、ぜひ住民の一人としての子どもたちの意見っていうところも、このパブリックコメントで反映できるようなことになればいいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○青木委員 青木です。すみません、今いろいろと御意見いただいて。

何からいこうかな、そうですね、役割の表記の話なんですけど、私もいろんなところでやってきて、どうこれを表現するかっていうのをいつも迷うというか、押しつけにならないようにっていうところで、その前段階に、やはり住民の皆さんとか当事者の皆さんがこの計画の策定そのものに何らかの形で関わっているっていうことがないと、なかなか当事者意識って生まれないかなと。自分たちがこれをやるんだっていうふうにはならないかなと。ということがあって、私なんか前いたところではワークショップなんかを大々的に校區別に開いて、2回ずつぐらい開いたかな、1年間ずっとやって回って、浸透させて、自分たちの町をどうしたいか、福祉をどうしたいかみたいなことを議論して、その集まった意見を踏まえてここに盛り込んでいくという。そこで書いた役割とか、たとえ書いたとしても、あるいは企業さんもいらっしゃるしますので、書いたとしても、自分たちが言ったことだよ、これっていうようなことになるので、押しつけがましくならないかなというところですね。

ただ、今回についてはなかなかそういったところが前段階であんまり十分にはできてないというか、一部の方には御意見伺ってますが、全体にっていうのは広がってないので、これでいいのかなと。次の計画の策定の改定の段階でそういうプロセスって要るんじゃないかなというふうには思ってます。

それと、この計画そのものをどう浸透させていくか、先ほど子どもにパブリックコメントっていうの、これはかなり難題だぞなんて思いながら聞いてたんですけど、この分厚い計画を、じゃあ、子どもたちが読むかっていうと読めないし、一般の方でもこの分厚さを、このボリュームを全部目を通すっていうのはよっぽどのことじゃない限りは難しいと思うんですね。そこで、いろんな市町村なんかは概要版をつかって、本当にポイント、大事なところを分かりやすくっていう、それこそルビ打ったりっていうパターンもあるんですけども、そういう形で概要版をつかって配布をする。

私が前携わっていたときには、やっぱりそれでも子どもは見られないよねっていうことで、小学校の3、4年生ぐらいでも大丈夫なように、すごろく版をつくったんです。こういう中身をすごろくやってたら分かるっていうような、そんなのをつくって、小学区に配布しようっていうって全小学校に配布したっていう。社協の皆さんが福祉教育に行って、それを使って教材にして、地域福祉ってこうなんだよみたいなことを遊びながらやったことがあります。

概要版に関しても、いろんな住民さんの集まりとかにそういうものを持って行って、渡

すだけでは多分もう見ないので、開いてもらうために、それを勉強会とかいう形、あるいは研修会っていうとか、そんな形で社協の皆さんとか、包括の皆さんとか、地域に出かけるたびにそういったものを見て、こんなことをつくったんですよみたいなことを、皆さん、何かできませんかねっていうような問いかけをしながら浸透させていくっていうようなことを計画期間中、5年なら5年間でひたすらやっていくという、そんなことをしたりもしました。

そういうことをしながら、多分この計画とかこの中身についての理解っていうのが市民の皆さんに届いて、あるいは当事者の高齢者の方、障がいのある方、子どもたちに浸透していくのかなというふうに思いますので、これができた後、どうこれを活用していくかっていうことは一つ検討課題かなっていうふうに思っています。

もう1点、先ほどの人材の件なんですけども、91ページのところ辺ですね、いろいろと介護の人材とかもお話がありました。高齢者の分野、それから障がい者の分野、それから子どもの分野、それぞれに分野別の計画があります、例えば介護保険事業計画なんですね。ありますので、恐らくそこで人材の需要と、それからそれをどう確保していくかっていうところ辺はそれぞれの分野別の計画の中で議論をされていて、検討もされて、多分何らかの形で表記はされてると思うんですね。それはそれでいいんですけども、地域福祉ですから、全体を見たときに、分野を問わず、全体を見たときに、米子市はどんなふうに福祉の人材を確保していこうとするのかっていうところがここに載るべきものなのかなというふうに思っています。

あわせて、受入れをするというようなところで、私なんか今、保育の養成の施設に勤めていますし、それまでは介護福祉士の養成をしてましたので、実態を言うと、中高生がもう福祉の人材のほうに目を向けてないっていうことがそもそもありまして、養成校が定員割れをしてると。米子も確かどっかの専門学校さんが介護福祉士はもうやめますっていうようなことをおっしゃったと思うんですけども、そうすると、受け入れますっていう以前に、もう実習生が来ないというような事態が出てくるということがありますので、これは各市だけではなくて、やっぱり県全体で取り組むべきことかなということはあるんですけども、米子市として、じゃあ、どうするのかっていうところで一つは考えていただけたらなど。それを県と連携をしながらどうしていくかっていうところで、そんな文言が一つあってもいいのかなと、どう確保していくかっていうのを県と検討しますっていうようなことがあってもいいのかなと、実際にやっておられると思いますけども。

日曜日に、初めての取組ですけど、県と県社協で、保育人材の確保のために、中高生、大学生に向けてガイダンスと、それから就職相談会を一緒に、一気にやっちゃおうみたいなことをこの日曜日にやるんですが、米子市も来ていただけるっていうことで聞いているんですが、そんなようなことで、介護も含めて全体の人材をどうするかってところの何かあればいいかなと。先ほど育てていくっていう、小・中学生の頃から育てていくっていうことも一つですし、もう一つは中学、高校生に向けて、もうあと二、三年後により福祉のほうを選んでもらえるような何か取組があってもいいかなというふうに思いました。

私からは以上です。ちょっと長くなりました。

○加川委員長　ありがとうございます。

あと、その他で皆さんからありますか。

○渡部課長　御議論いただきましてありがとうございました。今年度、推進委員会のほうを4回開催をいたしまして、計画の改訂の御議論をいただいたところでございます。この間、積極的に、活発に、そして真摯に御議論をいただきまして、本当に貴重な意見をたくさんいただきました。事務局としてもそれらを可能な限り反映をして、素案をよいものということで取り組んできたつもりでございます。一旦ここで素案の議論は一区切りということになりますので、今日いただいた意見含めまして、また修正をいたしまして、加川委員長とも御相談の上、素案の確定版をつくりまして、来月以降、市議会への報告、それからパブリックコメントの実施ということで向かっていきたいというふうに考えております。

また、今度、来年2月頃になると思いますけども、パブリックコメントの結果であるとか、この取組の指標等についても御議論をいただいて、計画のほうを最終確認をいただいて完成という流れになろうかと思っておりますので、引き続き御協力のほうをよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○佐々木係長　では、長時間にわたり御議論いただきまして、本当にありがとうございました。本日の委員会はこれで終了といたします。皆様、ありがとうございました。